

九運観企第7号
令和8年4月28日

管内各県
旅行業法担当部署 御中

九州運輸局観光部長
(公印省略)

貸切バスの道路交通法令遵守の徹底について

平素より国土交通行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の著しい観光需要の増加に伴い、国内外から多くの旅行者が九州を訪れているところです。

特に、人流が集中するゴールデンウィーク期間の到来や訪日外国人観光客を対象とした団体旅行はさらなる増加が見込まれており、主要道路における交通渋滞等の発生が懸念されています。

このような中、博多駅筑紫口側の国道385号線（筑紫口通り）「オリエンタルホテル福岡博多ステーション前」や「ヨドバシカメラマルチメディア博多前」など、駐停車禁止場所にもかかわらず、貸切バスが路上において乗車待機を行う事例が常態化しており、円滑な道路交通を著しく阻害するのみならず、歩行者や一般車両の安全確保の観点からも重大な問題となっています。

このような状況を受け、令和8年4月15日付けで当局自動車交通担当部門より貸切バス事業者あて、駐停車禁止場所での路上待機を行わないよう関係法令を遵守するとともに、交通安全の確保及び道路走行環境の確保に努めるよう文書を発出しています。

つきましては、貸切バスの道路交通法令遵守について、旅行業者及び旅行サービス手配業者におかれましてもご理解とご協力をいただきたく、貴県登録事業者に対して周知願います。

なお、旅行業者又は旅行サービス手配業者が手配した貸切バスを利用した旅行において、円滑な道路交通を阻害する等、旅行の安全を害する事実が認められた場合には、旅行業法第19条第1項第1号又は第37条第1項第1号等により行政処分の対象となります。

また、一般社団法人日本旅行業協会九州事務局及び一般社団法人全国旅行業協会九州地方支部長連絡会に対し、道路交通法令遵守について、別途依頼文書を発出しています。